

江戸川区国民健康保険事業の
運営に関する協議会 殿

江戸川区長 斉 藤 猛

江戸川区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則の規定による
諮問について（諮問）

江戸川区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則(昭和35年1月13日規則第1号)
第2条の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

第1号 江戸川区国民健康保険条例の一部改正について

子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、(1)保険料率、(2)賦課限度額、(4)国民健康保険料被保険者均等割額の減額に関する規定等子ども・子育て支援納付金に係る規定を新設する。

[諮問理由]

少子化対策の抜本的強化に当たり、国の取組として、全世代の国民が広く加入している公的医療保険制度の保険者が従来分の医療保険料と合わせて支援金を拠出することとした子ども・子育て支援法、国民健康保険法、国民健康保険法施行令の改正に伴い、改正後の内容に合わせた規定にする必要があるため(第14条の2、第14条の3、第16条の6から第16条の10、第18条の2、第19条の2、第19条の4から第19条の6)。

(1) 国民健康保険料の保険料率に関する規定の改正

[諮問内容]

国民健康保険料の所得割料率及び被保険者均等割額の一部を次のとおり改正する。

被保険者に係る基礎賦課額の保険料率(第15条の4)

所得割料率 7.83 / 100

均等割額 48,900円

被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率(第15条の12)

所得割料率 2.84 / 100

子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率（第16条の9）

所得割料率 0.27 / 100

均等割額 1,780円

18歳以上均等割額 90円

賦課割合

所得割 54 / 100

均等割 46 / 100

〔 諮問理由 〕

国民健康保険事業費納付金（基礎分、後期高齢者支援金等分及び子ども・子育て支援納付金分）等に見合う適正な保険料を確保するために、保険料率等を変更及び規定する必要があるため。

（2）国民健康保険料賦課限度額に関する規定の改正

〔 諮問内容 〕

国民健康保険料の賦課限度額の一部を次のとおり改正する。

基礎賦課限度額（第15条の8）

賦課限度額 67万円

子ども・子育て支援納付金賦課限度額（第16条の10）

賦課限度額 3万円

〔 諮問理由 〕

国民健康保険法施行令の改正に伴い、改正後の内容に合わせて賦課限度額を変更及び規定する必要があるため。

（3）国民健康保険料被保険者均等割額の軽減基準の改正（第19条の2）

〔 諮問内容 〕

被保険者均等割額の減額措置対象となる軽減基準の一部を次のとおり改正する。

・被保険者均等割額の軽減基準

5割減額の判定所得額

43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 31万円 × 被保険者数

2割減額の判定所得額

43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 57万円 × 被保険者数

〔 諮問理由 〕

国民健康保険法施行令の改正に伴い、改正後の内容に合わせて減額措置対象となる軽減基準を変更する必要があるため。

（4）国民健康保険料被保険者均等割額の減額に関する規定の改正

低所得者の被保険者均等割額の減額に関する規定の改正（第19条の2）

〔 諮問内容 〕

被保険者均等割額の減額対象となる減額する額を次のとおり改正する。

・被保険者均等割額から減額する額

ア 基礎賦課額

7 割減額	34,230 円
5 割減額	24,450 円
2 割減額	9,780 円

イ 子ども・子育て支援納付金賦課額

7 割減額	1,246 円
5 割減額	890 円
2 割減額	356 円

ウ 子ども・子育て支援納付金賦課額 [18 歳以上]

7 割減額	63 円
5 割減額	45 円
2 割減額	18 円

[諮問理由]

被保険者均等割額の改正に伴い、被保険者均等割額から減額する額を変更及び規定する必要があるため。

未就学児の被保険者均等割額の減額に関する規定の改正（第 19 条の 4）

[諮問内容]

6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）の被保険者均等割額から減額する額を次のとおり改正する。

・未就学児の被保険者均等割額から減額する額

ア 基礎賦課額

7 割減額世帯	7,335 円
5 割減額世帯	12,225 円
2 割減額世帯	19,560 円
上記以外の世帯	24,450 円

イ 子ども・子育て支援納付金賦課額

7 割減額世帯	267 円
5 割減額世帯	445 円
2 割減額世帯	712 円
上記以外の世帯	890 円

[諮問理由]

被保険者均等割額の改正に伴い、未就学児の被保険者均等割額から減額する額を変更及び規定する必要があるため。

18 歳未満被保険者の被保険者均等割額の減額に関する規定（第 19 条の 6）

〔 諮問内容 〕

18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者(18 歳未満被保険者)
の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の 10 割減額措置を行う。

〔 諮問理由 〕

子育て世帯を支援するという子ども・子育て支援金制度の趣旨に沿って、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、18 歳未満被保険者の被保険者均等割額を 10 割軽減する規定をする必要があるため。